

(陳受31第7号)

市議会議員による陳情者や市の職員への圧力防止に関する陳情

受理年月日

令和元年6月4日

陳情者

陳情の要旨

昨年2月、市の温暖化対策について陳情を準備しておりました。温暖化対策は国の方針でも「家庭や企業、国や地方自治体が一丸となって国民運動として取り組むべき喫緊の課題」と位置づけられていることから、全会一致での採択を目指し、陳情素案について各会派に事前相談を申し入れておりました。

すると、一部市議から「エコプラザ検討市民会議の委員が政治活動をするのは問題ではないか」という趣旨の意見がかなり強い調子で市の職員に対して伝達された事実を知りました(市の職員からは単なる事実伝達のみ)。

私に直接御意見をいただいたわけではありませんので、正確な発言内容や意図はわかりませんが、もしこれが、市への圧力を通じて陳情をやめさせようとする意図で行われたのであれば、請願権の侵害に該当する可能性があります。

そうではなく、単に市のエコプラザ事業の足を引っ張りたかっただけであったとしても、市議が市の職員に電話やメールで直接、意見を伝達するという行為は、市の職員を萎縮させ、行政の独立性を確保する上で大きな問題があるのではないのでしょうか。中央政府では、政治家の意向への不適切なそんな多くの可能性が強く疑われるような行政の特別対応や、データ偽装、文書改ざん、文書廃棄など、行政への信頼を根幹から損なうようなゆゆしき事態が続発しており、政治参加の有効性に対する期待も中央地方問わず低下し続けています。

市議は議会や委員会その他の公式な手続で行政の見解を求めたり意見を伝える場が保障されているわけですから、資料請求等は別として、市議の「意見表明」は市民に開かれた議会の場、やりとりが公式に記録として残り市民に開示される方法で伝達すべきではないのでしょうか。

以上のことから武蔵野市議会に対し、下記内容を陳情いたします。

記

1 本件に関する事実関係の調査と公表、対応

- (1) 本件について、誰がどういう意図で、どのような内容の意見をどのように行政に伝えられたのか、議会で事実関係を調査してください。まず御本人が進んで事実関係を説明・弁明される機会を保障し、その内容について当該職員からのヒアリング等で確認いただいてはと思います。名乗り出られない場合は職員から聞き取りをしてください。
- (2) 調査結果についてしかるべき方法で公表してください。
- (3) 不適切な行為であったと認められる場合はしかるべき対応をとってください。

必要であれば手元のメール等を提出いたしますが、まずは市議会の自浄

的な取り組みを期待しております。

- 2 市議会議員と職員のコミュニケーションのあり方について、ガイドライン等、一定のルール策定を検討してください。

市議と職員の宴席に同席させていただいたこともありました。市議と職員の円滑なコミュニケーションは市政を効率的に進めていく上で有用であると思いますが、一方で適切な距離感、緊張関係も必要ではないでしょうか。